

別表（第6条関係） 【地域環境マネジメントコース】

業績の種類	機構が定める基準	全学評価基準		該当番号	評価対象項目・評価ポイント(配点)	評価欄
		評価項目	全学評価基準			
学位論文その他の研究論文 (省令第36条第1号)	学位論文の教授会での高い評価、関連した研究内容の学会での発表、学術雑誌への掲載又は表彰等、当該論文の内容が特に優れていると認められること	大学院における教育研究活動に関する業績	研究科委員会等で高い評価を受けた学位論文	1		
			レフリー制のある学内研究誌に掲載された論文	2		
			日本学術振興会及び民間財団が公募している競争的資金の獲得	3	10	
			研究に対する学内の賞の受賞	4	10 (該当番号6の業績以外で受賞した場合のみ評価)	
		専攻分野に関連した学外における教育研究活動に関する業績	レフリー制のある学会誌、学術誌への掲載論文	5	筆頭著者・責任著者10、共著者5	
			学会賞、学術賞の受賞	6	10	
			学会等での発表	7	発表者5	
特定の課題研究 (省令第36条第2号)	特定の課題についての研究の成果の審査及び試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること	各研究科等で認める業績		8		
試験及び審査の結果 (省令第36条第3号)	専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期の課程において修得し、若しくは涵養すべきものについての試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること、又は、博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期の課程において修得すべきものについての審査の結果が教授会等で特に優れていると認められること	大学院における教育研究活動に関する業績	研究科委員会等で高い評価を受けた博士課程論文研究基礎力審査の結果	9		
著書・データベース・その他の著作物 (省令第36条第1号及び第2号に掲げるものを除く。) (省令第36条第4号)	専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等(省令第36条第1号及び第2号に掲げる論文等を除く。)が、社会的に高い評価を受けるなど、特に優れた活動実績として評価されること	大学院における教育研究活動に関する業績	大学において刊行されたデータベース・その他著作物等	10	学内紀要を評価 筆頭著者・責任著者10、共著者5	
		専攻分野に関連した学外における教育研究活動に関する業績	著書・データベース・その他の著作物	11	筆頭著者・責任著者10、共著者5	
発明 (省令第36条第5号)	特許・実用新案等が優れた発明・発見として高い評価を得ていると認められること	特許	特許出願など、発明、発見等による顕著な業績	12	10	
授業科目の成績 (省令第36条第6号)	講義・演習等の成果として、優れた専門的知識や研究能力を修得したと教授会等で高く評価され、特に優秀な成績を挙げたと認められること	各課程における成績		13	20	
		修業年限短縮		14		
研究又は教育に係る補助業務の実績 (省令第36条第7号)	リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等による補助業務により、学内外での教育研究活動に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げたと認められること	大学院における教育研究活動に関する業績	RAによる研究活動への貢献が顕著であること	15		
			TAによる教育活動への貢献が顕著であること	16		
		専攻分野に関連した学外における教育研究活動に関する業績	学外での非常勤講師等、学外への従事	17		
音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績 (省令第36条第8号)	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における発表会等で高い評価を受ける等、特に優れた業績を挙げたと認められること	音楽、美術、演劇その他の発表会における成果	発表会での高い評価	18		
スポーツの競技会における成績 (省令第36条第9号)	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等で優れた結果を収める等、特に優れた業績を挙げたと認められること	主なスポーツ競技会での結果	主な競技会での高い成績	19		
ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績 (省令第36条第10号)	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が高い評価を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると評価されること	専攻分野に密着した学内でのボランティア活動	ボランティア活動による学内での高い評価	20		
		専攻分野の特殊性を生かしたボランティア活動	社会貢献、国際貢献による高い評価	21	10	
その他	各研究科等で認める業績(面接)			22		
合計					105	

(注) 各研究科等、各グループにおいては、選考基準間に評価のウェイトの違いを設けることができる。